

<サービス利用料金（1回あたり）>

下記の料金表によって、ご契約者の要支援度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費を除いた金額をお支払ください。

（上記サービスの利用料金は、ご契約者の要支援の区分、介護報酬の告知上の利用者負担割合の額で異なります）

【通常型（通所介護）（6時間以上7時間未満）】

【単位：円】

	区分	基本料金	入浴介助加算 I	サービス提供体制加算 I	一部負担金合計 ①	介護職員処遇改善加算 I ②	介護職員等特定処遇改善加算 I ③	介護職員等ベースアップ等支援加算 ④	食費 ⑤	合計
要介護 1	1割負担	581	40	22	643					①+②+③+④+⑤
	2割負担	1,162	80	44	1,286	①×5.9%	①×1.2%	①×1.1%	463	①+②+③+④+⑤
	3割負担	1,743	120	66	1,929					①+②+③+④+⑤
要介護 2	1割負担	686	40	22	748					①+②+③+④+⑤
	2割負担	1,372	80	44	1,496	①×5.9%	①×1.2%	①×1.1%	463	①+②+③+④+⑤
	3割負担	2,058	120	66	2,244					①+②+③+④+⑤
要介護 3	1割負担	792	40	22	854					①+②+③+④+⑤
	2割負担	1,584	80	44	1,708	①×5.9%	①×1.2%	①×1.1%	463	①+②+③+④+⑤
	3割負担	2,376	120	66	2,562					①+②+③+④+⑤
要介護 4	1割負担	897	40	22	959					①+②+③+④+⑤
	2割負担	1,794	80	44	1,918	①×5.9%	①×1.2%	①×1.1%	463	①+②+③+④+⑤
	3割負担	2,691	120	66	2,877					①+②+③+④+⑤
要介護 5	1割負担	1,003	40	22	1,065					①+②+③+④+⑤
	2割負担	2,006	80	44	2,130	①×5.9%	①×1.2%	①×1.1%	463	①+②+③+④+⑤
	3割負担	3,009	120	66	3,195					①+②+③+④+⑤

※ケアハウス居住の方につきましては、身体の状態により送迎が必要としない場合、基本料金から94円（2割負担188円）（3割負担282円）差し引いた額が基本料金となります。

※介護職員処遇改善加算は一部負担金合計に5.9%を掛けた金額となります。

※介護職員等特定処遇改善加算は一部負担金合計に1.2%を掛けた金額となります。

※介護職員等ベースアップ等支援加算は一部負担金合計に1.1%を掛けた金額となります。

※事業所が送迎を実施しない場合、基本料金から片道47円（2割負担94円）（3割負担141円）差し引いた額が基本料金となります。

※認知症高齢者の生活自立度がⅢ以上の方の場合、認知症加算が算定されます。

- ☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合は、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された金額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

#### (1) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条・7条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

##### ① 食事の提供にかかる費用

ご契約者に提供する食事の費用です。

料金：1回あたり463円 ※令和3年度8月より施行

##### ② 通常の事業実施区域以外の地区お住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、当事業所との間の送迎費用として、路程に応じ1kmあたり100円をいただきます。

##### ③ レクリエーション・クラブ活動

ご契約者の希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

料金：材料代等の実費をいただきます。

##### ④ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧することができます。尚、複写物を必要とする場合には申し出て下さい。

##### ⑤ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担していただきます。

おむつ代：紙おむつ（パンツタイプ）150円・尿取りパット30円

但し、形態、吸収量等々により上記の金額よりさらに相当額を負担して頂く場合があります。

※その他、日常生活上必要な物品で利用者の希望により使用するものについては実費費用をいただきます。

- ☆ 諸費用実費については、経済状況の著しい変化やその他やむを得ない事由がある場合、相応な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

【通所型サービス】（6時間以上7時間未満）

（1）基本部分：介護予防通所介護相当

利用者の 要介護度	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
事業対象者 要支援1	16,720円(1月につき)	1,672円	3,344円	5,016円
事業対象者 要支援2	34,280円(1月につき)	3,428円	6,856円	10,284円
事業対象者 要支援1	3,840円(1回につき) (1月の中で全部で4回までのサービス)	384円	768円	1,152円
要支援2	3,950円(1回につき) (1月の中で全部で5～8回までのサービス)	395円	790円	1,185円

（2）加算：介護予防通所介護相当

加算の種類		基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
生活機能向上グループ活動加算		1,000円	100円	200円	300円
サービス提供体 制加算（I）	事業対象者 要支援1	880円	88円	176円	264円
	事業対象者 要支援2	1,760円	176円	352円	528円
介護職員処遇改善加算 I		ご利用になったサービス単位1月分×5.9%			
介護職員等特定処遇改善加算 I		ご利用になったサービス単位1月分×1.2%			
介護職員等ベースアップ等 支援加算		ご利用になったサービス単位1月分×1.1%			

※併設ケアハウス居住の方につきましては、身体の状態により送迎が必要としない場合、基本料金から要支援1の場合376円、要支援2の場合752円差し引いた額が基本料金となります。

☆ 介護職員処遇改善加算は一部負担金合計に5.9%を掛けた金額となります。

☆ 介護職員等特定処遇改善加算は一部負担金合計に1.2%を掛けた金額となります。

☆ 介護職員等ベースアップ等支援加算は一部負担金合計に1.1%を掛けた金額となります。

☆ ご契約者がまだ要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償

還払いとなります。償還払いとなる場合は、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された金額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

### (3) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条・7条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

#### ① 食事の提供にかかる費用

ご契約者に提供する食事の費用です。

料金：1回あたり463円 ※令和3年8月より施行

#### ② 通常の事業実施区域以外の地区お住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、当事業所との間の送迎費用として、路程に応じ1kmあたり100円をいただきます。

#### ③ レクリエーション・クラブ活動

ご契約者の希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

料金：材料代等の実費をいただきます。

#### ④ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧することができます。尚、複写物を必要とする場合には申し出て下さい。

#### ⑤ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担していただきます。

おむつ代：紙おむつ（パンツタイプ）150円・尿取りパット30円

但し、形態、吸収量等々により上記の金額よりさらに相当額を負担して頂く場合があります。

※その他、日常生活上必要な物品で利用者の希望により使用するものについては実費費用をいただきます。

- ☆ 諸費用実費については、経済状況の著しい変化やその他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。